

## 令和8年度福島県全戸配布広報誌広告募集要項

### 1 目的

この要項は、令和8年度に福島県広報課（以下「県」という。）が発行する福島県全戸配布広報誌に掲載する広告募集について、必要な事項を定めるものです。

### 2 広報誌の概要

- (1) 名称 福島県全戸配布広報誌「つながる ふくしま ゆめだより」
- (2) 発行回数 年6回（6, 8, 10, 12, 2, 4月の1日発行）
- (3) 広告募集号 6月号、8月号、10月号、12月号、2月号、4月号
- (4) 規格 A4判16ページ、フルカラー
- (5) 発行部数 各号約674,000部
- (6) 配布先 福島県内全世帯（県外避難者も含む）
- (7) その他 バックナンバーは県HP参照

### 3 広告の規格

- (1) 枠数 3枠（分割不可）  
中面①（10ページの下部、縦50<sup>ミリ</sup>\*横185<sup>ミリ</sup>）  
中面②（11ページの下部、縦50<sup>ミリ</sup>\*横185<sup>ミリ</sup>）  
裏表紙（裏表紙の下半分、縦110<sup>ミリ</sup>\*横185<sup>ミリ</sup>）
- (2) 色数 フルカラー
- (3) その他 同一広告主等による広告を同一号の複数箇所に掲載することはできません。ただし、同一の広告主等による広告を複数月連続して掲載することは妨げません。なお、誌面レイアウト等の変更により広告の規格を変更する場合は、事前に協議します。

### 4 広告掲載料

各号1枠につき、中面①と②については180,000円（税込み）、裏表紙については468,000円（税込み）を最低価格とします。

### 5 広告及び広告主の要件

掲載できる広告及び広告主については、福島県広報誌広告事業実施要領、福島県広告事業基本要綱ならびに福島県広告掲載基準の規定を適用します。

### 6 募集期間

令和8年3月2日（月）から4月3日（金）（午後5時必着）までとします。  
なお、募集・審査の結果、空き枠が生じた場合は、先着順に申込書を受け付けます。

### 7 申し込み方法等

上記募集期間内に、「福島県全戸配布広報誌広告掲載申込書」（別紙1）、「暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」（別紙2）を県へ持参、郵送または電子メールにて提出してください。

## 8 広告掲載の可否の決定

- (1) 申し込みのあった団体・企業及び広告内容の適格性について、福島県広報誌広告事業実施要領、福島県広告事業基本要綱ならびに福島県広告掲載基準に基づき、審査します。
- (2) 審査の結果、広告掲載に適すると認められる申込者が募集件数を超えた場合は、広告掲載料の見積金額が前記「4 広告掲載料」に示す最低価格の金額以上で最も高額であるものを広告主として決定します。
- (3) 最高額の申し込みが複数ある場合は、福島県広報誌広告事業実施要領第7条第2項に基づく順位により決定します。  
また、優先順位が同じ場合は抽選とさせていただきます。
- (4) 募集・審査の結果、空き枠が生じた場合は、先着順に申込書を受付・審査し、広告主を決定します。

## 9 申込者への通知

広告掲載の可否は、「福島県全戸配布広報誌広告掲載決定通知書」（別紙3）または「福島県全戸配布広報誌広告不掲載決定通知書」（別紙4）により、申込者全員に通知します。

## 10 契約

広告掲載の契約は、「福島県全戸配布広報誌広告掲載契約書」（別紙5）により締結します。

## 11 広告原稿の入稿

広告原稿は、あらかじめ県と協議のうえ、広報誌発行月前々月の20日（土日・祝休日の場合は直前の平日に繰り上げ）までに、完全版下原稿（電子データ）で県に納品してください。

## 12 広告掲載料の請求

広告掲載契約締結後、県は広告主等へ、広報誌発行月前々月の10日（土日・祝休日の場合は直後の平日）を期限として広告掲載料を請求します。決定通知が遅れた場合等、特別の事情がある場合には別途納入期限をお知らせします。

## 13 その他

福島県ホームページに掲載している広報誌において、広告欄は削除させていただきます。

本広告事業は、令和8年度予算として募集するものであるため、予算が可決されなかった場合、掲載申し込みは無効となります。

## 14 申し込み・問い合わせ先

福島県広報課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024(521)7014 電子メール kouho@pref.fukushima.lg.jp

(別紙1)

福島県全戸配布広報誌広告掲載申込書

令和 年 月 日

福島県知事 殿

所在地  
申込者 商号または名称  
代表者職氏名

福島県全戸配布広報誌に広告を掲載したいので、以下のとおり申し込みます。  
申し込みにあたっては、募集要項等を遵守すること、県税に滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを誓約します。

掲載希望号	令和____年____月 1日号	
掲載箇所 及び 見積金額	第1希望( 中面① ・中面② ・裏表紙 )	円 *税込み
	第2希望( 中面① ・中面② ・裏表紙 )	円 *税込み
	第3希望( 中面① ・中面② ・裏表紙 )	円 *税込み
広告内容	*具体的に記入	
ご連絡先	ご担当者名 : 電話 :	電子メール : ファクス :

- \* 申込者が、他者の広告を代理して掲載しようとする者の場合には、その代理契約が分かる書類を添付すること
- \* 本広告事業は、令和8年度予算として募集するものであるため、予算が可決されなかった場合、掲載申し込みは無効となります。

(別紙2)

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内堀 雅雄 殿

1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用するなどしていると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる関係を有すること。
- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為

3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

令和 年 月 日

所在地

団体等名

代表者職氏名

(別紙3)

8 知 第 号  
令和 年 月 日

(申込者) 様

福島県総務部長  
(公印省略)

福島県全戸配布広報誌広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付で申し込みいただきました「福島県全戸配布広報誌」への広告掲載について、下記のとおり掲載することを決定しましたので通知します。

つきましては、別添「福島県全戸配布広報誌広告掲載契約書」により契約を締結したいので、異議がなければ代表者印を押印のうえ返送してください。

記

- 1 掲載号及び位置 令和 年 月 1日号
- 2 広告掲載料 円(税込み)
- 3 広告掲載料納付期限 令和 年 月 日(後日、納付書を送付)
- 4 広告入稿期限
- 5 その他

(事務担当 広報課 )

(別紙4)

8 知 第 号  
令和 年 月 日

(申込者) 様

福島県総務部長  
(公印省略)

福島県全戸配布広報誌広告不掲載決定通知書

令和 年 月 日付で申し込みいただきました「福島県全戸配布広報誌」の広告掲載について、下記のとおり掲載できないことになりましたので、通知します。

記

1 掲載できない理由

(事務担当 広報課 )

## 福島県全戸配布広報誌広告掲載契約書(案)

福島県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、福島県広報誌を利用した広告について、次のとおり契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

2 乙は、本契約書のほか、福島県広告事業基本要綱、福島県広告掲載基準及び福島県広報誌広告事業実施要領の定めるところに従い、広告掲載に関する業務を行わなければならない。

### （契約の内容）

第2条 甲の次条に定める広告媒体に、第1条第2項に規定する広告掲載に関する基準に適合した乙の広告を掲載し、乙が甲に対し、その対価を支払う。

### （広告媒体等）

第3条 広告媒体、広告スペース等については、次のとおりとする。

#### （1）広告媒体

- ア 名称 福島県全戸配布広報誌「つながる ふくしま ゆめだより」
- イ 規格 A4判16ページ
- ウ 発行部数 約67万4千部
- エ 発行日 令和8年6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、令和9年2月1日、4月1日

#### （2）広告スペース等

- ア 掲載面・位置 中面●（〇〇ページの下部）／裏表紙
- イ サイズ 縦〇〇mm×横185mm
- ウ 色数 フルカラー

### （広告掲載料等）

第4条 広告掲載料は、令和〇年〇月1日発行分金〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税〇〇円）とする。

### （広告掲載料の支払及び遅延利息）

第5条 乙は、前条の広告掲載料を、甲の発行する納入通知書により、その納期限まで

に甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の納期限までに第4条の金額を甲に支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。ただし、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

(協議による契約の解除)

第6条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、本契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正な行為があったとき。
- (2) 甲の指定する期日までに、広告掲載料の支払いがないとき。
- (3) 甲の指定する期日までに、掲載する広告原稿の提出がないとき。
- (4) 甲の社会的信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (6) 倒産、破産等により実施する必要がなくなったとき。
- (7) 広告掲載の取り下げを書面により申請したとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(9) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 前項の場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 8 条 乙は、甲の承諾を得ないで、本契約に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

（広告原稿の納品等）

第 9 条 乙は、広告媒体に掲載する広告原稿を甲が指定するソフトウェア等により作成の上、令和〇年〇月 1 日発行分は令和〇年〇月〇日までに電子データで提出しなければならない。

（広告内容等の変更）

第 10 条 甲は、提出された広告原稿が適当でないとき、乙に期日を定めて変更を求めることができ、乙は正当な理由なしで、これを拒むことはできない。

（広告掲載の中止）

第 11 条 甲は、次の各号に該当するときは、直ちに広告掲載を中止することができる。

(1) 乙が、前条の規定による広告内容等の変更の求めに応じないとき。

(2) 第 7 条の規定により本契約を解除したとき。

(3) その他、広告掲載を継続することが適当でないときと甲が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第 12 条 乙は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(原稿の確認)

第 13 条 乙は、甲とともに広告掲載誌面の校正を行い、広告内容を確認するとともに、校正終了後に原稿の変更を求めるとはできないものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、乙の従業員が本業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 甲は、第 6 条及び第 7 条の規定により本契約を解除した場合において、乙が既に納入した広告掲載料は、これを返還しない。ただし、乙の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなったときその他特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還する。

(乙の責務)

第 16 条 乙は、広告の内容等が、本契約に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

2 乙は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている素材、履行方法等を使用するときは、その権利処理を行うとともに、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

3 乙は、広告掲載により第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と負担により解決しなければならない。

(広告等の費用)

第 17 条 広告の作成に関する費用及び本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(違約金)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として第 4 条に

規定する広告掲載料の額の100分の5に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 第7条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第5条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が第7条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の期日の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、第4条に規定する広告掲載料の額の100分の5に相当する金額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、第7条の規定により本契約を解除した場合において、前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として乙から徴収する。

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福島市杉妻町 2 番 16 号  
福島県  
福島県知事 内堀 雅雄

乙 住所  
団体等名  
代表者氏名